

～安心して働ける信州のために～

報道関係者 各位

長野労働局発表 (07-32)
令和7年9月3日

【照会先】

長野労働局労働基準部賃金室
賃金室長 岡田 尚人
賃金指導官 松木 忠之
(代表電話) 026(223)0555

長野県最低賃金が改正されます

～10月3日から時間額**1,061**円に～

- 1 長野労働局長(三浦 栄一郎)は、長野地方最低賃金審議会(会長:山本 恭子)から答申を受け、長野県最低賃金を63円引き上げて時間額1,061円とする改正決定を行い、本日、官報公示を行いました。
- 2 長野県最低賃金は、令和7年10月3日から時間額1,061円に引き上げられることとなります。
- 3 今後、長野労働局では、改正後の長野県最低賃金の周知と履行確保に努めてまいります。

また、賃金引上げに向けた支援策として、中小企業・小規模事業者向けの「業務改善助成金」をはじめとする各種助成金等の周知と利活用促進に取り組んでまいります。

【改正までの経過】

- ① 7月3日 長野労働局長から長野地方最低賃金審議会に改正諮問
- ② 8月7日 長野地方最低賃金審議会から長野労働局長に63円引上げを答申
- ③ 8月25日 異議申出に対する調査審議を経て、長野県最低賃金改正を決定
- ④ 9月3日(本日) 官報公示(10月3日から効力発生)

※10月3日(金)朝、JR長野駅街頭啓発を実施します。
(詳細は後日お知らせします)